

6 雇用・労働関係

- ア 雇用制度
- イ 労働市場におけるセーフティネットの整備
- ウ その他

(3) 個別事項
ア 雇用制度

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
民間職業紹介事業に係る規制 (厚生労働省)	a 有料職業紹介事業における職業紹介責任者について、改正職業安定法の施行状況等を踏まえ、法施行3年後の制度全体の見直しを行う際に、以下の取組について検討を行う。 (a) 職業紹介責任者の設置要件(人数)の見直し (b) 人事異動の都度必要とされる同責任者の変更届出手続の簡素化 (c) 講習制度について、その在り方及び講習内容の見直し		検討	
	b 職業紹介手続において緊急時以外においても書面に代わる電子メールの利用を認める。	措置		
	c 専らインターネットのみによる職業紹介について、事業所面積に係る20m ² 要件を廃止する。	措置		
	d 「官民連携した雇用情報システム(仮称)運営協議会」における合意を基に、公共職業安定所と民間職業紹介事業者等の連携による求人・求職情報の一元化と円滑な利用を図る総合情報ネットワークの運用を、平成13年度から確実に開始する。	措置		
	e 有料職業紹介事業における国外にわたる職業紹介の許可申請に際し求められる相手先国の関係法令及びその日本語訳の収集手続の簡素化について検討する。	検討		
	f 有料職業紹介事業において求職者からの手数料徴収が認められる範囲の見直しについて、改正職業安定法の施行状況等を踏まえ、法施行3年後の制度全体の見直しを行う際に、検討を行う。		検討	

事 項 名	措 置 内 容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
	g 無料職業紹介事業の許可制の在り方について、中長期的には抜本的に見直しを行うこととし、改正後の無料職業紹介事業制度の活用状況等を勘案しつつ、法施行3年後の制度全体の見直しの際にその一環として検討を行う。		検討	
労働者募集に係る規制 (厚生労働省)	a 委託募集について、改正職業安定法の施行状況等を踏まえ、許可制の在り方について法施行3年後における職業紹介事業法制全体についての見直しの際に検討する。		検討	
	b 労働者の募集規制に関する規定について、中長期的にはその要否の検討を含めた抜本的な見直しを行う。	中長期的に見直し		
労働者派遣事業に係る規制 (厚生労働省)	a 「物の製造」の業務を労働者派遣事業の対象とすることについて、改正労働者派遣法の施行状況等を踏まえ、法施行3年後の制度全体の見直しの際に検討を行う。		検討	
	b 労働者派遣に係る手続の簡素化について、改正労働者派遣法施行3年後の制度全体の見直しを行う際に、所要の検討を行う。		検討	
	c 労働者派遣の実態調査を行い、派遣期間の制限(1年)に対する派遣労働者の声に留意しつつ、改正労働者派遣法に基づく所要の検討を行う。 その際、高齢者等の就職が困難な者に対する特例等について検討する。 また、営業や販売等、専門性の高い業務について、旧適用対象業務(いわゆる26業務)の範囲を拡大することにより3年程度の派遣を認めること並びに複合業務について主たる業務が旧適用対象業務の場合及び月初や月末、土日のみ等、派遣日数が限られている場合に旧適用対象業務と同様に扱うことについて、その可能性を検討する。	調査	検討	

事 項 名	措 置 内 容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
	d 一般労働者派遣事業の許可制度の在り方について、改正労働者派遣法の施行状況等を踏まえ、法施行3年後の制度全体の見直しの際に、必要な検討を行う。		検討	
	e 派遣元責任者の選任の在り方について、改正労働者派遣法の施行状況等を踏まえ、法施行3年後の制度全体の見直しの際に検討する。		検討	
円滑な労働移動の支援 (厚生労働省)	募集・採用における年齢制限の撤廃に向け、法的整備も含めて、可能な限り速やかに所要の措置を講ずる。	措置		
個別的労使紛争処理制度 (厚生労働省)	雇用・労働関係全般に係る苦情・紛争の相談体制を始めとした個別的労使紛争処理制度の在り方について検討した結果を踏まえ、個別的労使紛争処理システムの運用を開始する。 (第151回国会に関係法案提出)	措置 (法律案成立後公布・施行)		

イ 労働市場におけるセーフティネットの整備

事 項 名	措 置 内 容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
社会保険制度 (厚生労働省)	a 世帯主(常用労働者)を基準とした社会保険制度(短時間の被用者は健康保険・厚生年金保険の被保険者とならず、事業主負担もないこと、また年収が130万円未満であれば健康保険の被扶養者・国民年金の第3号被保険者として、個人としての保険料負担を求められないこと等)が就労日数調整や雇用代替の誘因となる可能性があることから、このような労働市場に及ぼす影響も踏まえ、同制度の在り方について検討を進める。	検討		

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
	b 保険料の算定方法について、被保険者間の負担の公平を期すため、保険料の賦課ベースを年収賃金とする「総報酬」方式を厚生年金以外の社会保険にも適用するよう、速やかに検討する。	検討		
雇用保険制度 (厚生労働省)	a 雇用関係の助成金の支給要件について、公共職業安定所による紹介を要件とすることを早急に見直す。	措置		
	b 雇用保険未加入者に対する加入促進をより徹底する。	措置		

ウ その他

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
労働契約期間 (厚生労働省)	平成10年の労働基準法改正により新しく認められた最長3年の有期労働契約の利用実態や二ズ等の実態把握を行い、これを踏まえ、その在り方についての検討の必要性を判断する。	実態把握		
労働時間に係る規制 (厚生労働省)	a 専門業務型裁量労働制の対象業務は、現在11業務に限定されているが、働き方の選択肢を増やすという観点から、今後意見要望があれば、対象業務の在り方について検討を行う。	意見要望があれば検討		
	b 企画業務型裁量労働制について、平成10年労働基準法改正法に基づく所要の検討を行うため、施行状況の調査を行う。	調査		検討